

7. 子ども向けの制度を知る

(1) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

がんを含む小児慢性特定疾病の治療にかかった費用のうち、世帯の所得税額に応じて支払う自己負担金額を超えた部分を助成する制度です。対象となるかどうか、かかりつけの医師に相談しましょう。



当制度の対象の方はお住まいの自治体によって、日常生活用具の給付も受けられます。ただし、世帯の所得状況により費用の一部負担があります。

[問い合わせ先](#) お住まいの市町村の児童福祉関係窓口
各町村管轄の福祉事務所 [P91](#)

対象となる人

18歳未満の児童(引き続き治療が必要な20歳未満の者も含む)

対象の条件

生計の中心者の所得に応じた月額負担があります。

(2) こども(乳幼児)医療費助成制度

乳幼児や児童などの入院・通院にかかる医療費の自己負担分について自治体が助成する制度です。対象年齢や助成内容はお住まいの市町村により異なります



[問い合わせ先](#) お住まいの市町村の児童福祉関係窓口

(3) 育成医療(自立支援医療制度)



18歳未満の身体に障害や病気を持つ児童の健全な育成を図るため、医療費を助成する制度です。所得制限があります。

[問い合わせ先](#) お住まいの市町村の障害福祉窓口

(4) 特別児童扶養手当

一定の障害の状態にある20歳未満の児童を扶養する父母、または実際の養育者に対し、支払われる手当です。所得制限があります。



[問い合わせ先](#) お住まいの市町村の児童福祉関係窓口

(5) 障害児福祉手当



重度の障害を持つため、日常生活に常時介護を必要とする在宅の20歳未満の児童に対する手当です。所得制限があります。入院中の受給(申請)可否は市町村によって異なります。

[問い合わせ先](#) お住まいの市町村の障害福祉窓口

(6) 造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成

小児がん等の治療で造血細胞移植を行った場合、定期予防接種により移植前に獲得した免疫が低下または消失し、感染症にかかりやすくなります。そのため移植後の予防ワクチンの再接種が推奨されていますが、再接種の費用は、被接種者(保護者)の自己負担となっています。

一部の市町村では、感染症のまん延防止および小児がん等の患者さんを支援するため、ワクチン再接種の費用を助成しています。助成内容や必要書類は市町村によって異なります。

[問い合わせ先](#) お住まいの市町村の児童福祉関係窓口



(7) その他の制度

疾病や治療によって、各団体の療養制度を利用できる場合があります。がん相談支援センター、または各団体へお問い合わせください。

■公益財団法人 がんの子どもを守る会 療養援助事業

療養に伴う経済的負担が軽減されることを目的として療養費の援助をしています。一定の条件がありますので、詳しい要件はホームページをご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

がんの子どもを守る会

☎ 03-5825-6312 ☎ 06-6263-2666

相談専用電話：平日 10時～17時



■公益財団法人 HLA研究所「淳彦基金」

詳しくはP70をご参照ください。

■アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学金制度



小児がんを経験した高校生や、親をがんで亡くした高校生を対象とした返還不要の奨学金制度です。詳細や応募要項は左記のQRコードのリンクでご確認ください。

【応募に関する問い合わせ先】

公益財団法人 がんの子どもを守る会 ☎ 03-5825-6311

受付時間：平日 10時～17時

【その他寄付などに関する問い合わせ先】

アフラック 社会公共活動推進室

☎ 042-441-3790

受付時間：平日 10時～17時

■志村大輔基金

白血病などの血液疾患治療中で高価な分子標的治療薬を服用している患者さんの治療費、精子保存にかかる採取・保存費用、採取にかかる交通費の一部を助成しています。

【助成の対象】

- ①血液疾患の治療中で、分子標的治療薬を服用中の70歳未満の方とご家族

- ②今後、造血細胞移植や抗がん剤治療を開始予定で、精子採取保存を希望された45歳以下の男性患者
- ③日本国内に居住し、日本国内で治療中であること



■こうのとりのマリーネ基金

白血病などの血液疾患治療中で造血細胞移植や抗がん剤治療を行う予定の女性に対し、未受精卵子の採取・保存費用の一部を助成しています。



【助成の対象】

- ①造血細胞移植や抗がん剤治療を開始予定の卵子採取時35歳以下未婚の方で、未受精卵子採取保存をされた方
- ②当基金の支援を受けて卵子保存を行い、43歳未満で生殖補助医療を開始した方
- ③日本国内に居住し、日本国内で治療中であること

■佐藤さち子記念 造血細胞移植患者支援基金

白血病などの血液疾患治療のため、造血細胞移植を受ける患者さんの移植に関わる医療費など、入院に伴い直接必要となる費用の一部を助成しています。



【助成の対象】

- ①造血細胞移植を望みながら、経済的理由により実施が困難な患者さんとご家族
- ②日本国内に居住し、国内で造血細胞移植を受けようとしていること

■志村大輔基金

■こうのとりのマリーネ基金

■佐藤さち子記念

造血細胞移植患者支援基金

【助成の条件】

世帯の収入が当基金の定める額を超えていない方。審査があります。

【問い合わせ先】



全国骨髄バンク推進連絡協議会 ☎ 03-5823-6360
〒101-0031 東京都千代田区東神田1-3-4 KTビル3F
FAX: 03-5823-6365

